

会員各位

青色情報

青報 2606
事務局
☎351-4159

§平成26年分確定申告について§

- I. 申告期限**
- ①申告所得税及び復興特別所得税
贈与税 : 平成27年3月16日(月)
 - ②消費税及び地方消費税 : 平成27年3月31日(火)
- II. 納付期限**
- ①申告所得税及び復興特別所得税
贈与税 : 平成27年3月16日(月)
 - ②消費税及び地方消費税 : 平成27年3月31日(火)
 - ③申告所得税及び復興特別所得税延納分 : 平成27年6月1日(月)

【口座振替日】(贈与税は振替納税できません)

- ①申告所得税及び復興特別所得税 : 平成27年4月20日(月)
- ②消費税及び地方消費税 : 平成27年4月23日(木)
- ③申告所得税及び復興特別所得税延納分 : 平成27年6月1日(月)

◆口座振替依頼書の提出期限

- ①申告所得税及び復興特別所得税 : 平成27年3月16日(月)
- ②消費税及び地方消費税 : 平成27年3月31日(火)

◆申告所得税の延納要件等

- ・申告書への記載が必要です。
- ・納期限内に2分の1以上の納付(振替納税利用者は確定分振替日に引落とし)。
- ・延納する額(「延納届出額」「6月1日までに納付する額」)は千円単位。
- ・利子税が課される 年利1.8%。

《参考》延滞税の利率

- ・納期限の翌日から2ヶ月間は年利2.8%、以降は年利9.1%。
- ・延滞税が1,000円未満の場合は不徴収。

平成26年度確定申告個別相談会におけるお願い

《重要》消費税の確定申告相談について

平成26年4月より、消費税率が5%から8%に変更されたことに伴い、今年度の消費税確定申告は以前に比べて複雑なものになっており、今年度の消費税確定申告相談に際しましては、従来よりも確定申告書作成までに大変時間を要することとなります。したがって、所得税の個別相談会(2月16日から3月9日)時におきましては、混雑を避けるために消費税の相談は極力ご遠慮いただくとともに、消費税個別相談会(3月20日・23日・24日)をご利用くださいますようお願い申し上げます。

例年、所得税個別相談会期間中、曜日によっては大変混雑する場合がございます。会員の皆様にとって大変重要な確定申告相談会ですので、混雑や混乱のない相談会とする為にも、消費税の相談につきましては何卒ご理解・ご協力下さいますようお願い申し上げます。

§ 確定申告相談会へお越しの皆様へ（ご注意を！）

今年度の確定申告個別相談会の会場は、「じばさん三重」4階 研修室2・3 に於いて開催致します。税務署の申告会場（6階）とお間違えの無いようお気を付け下さい。

《ご来場時の駐車場について》

じばさん三重には無料駐車場が約 20 台程有りますが、確定申告期間中は大変混雑することが予想されます。つきましては、じばさん三重の駐車場が満車の際には、近隣の駐車場をご利用になれるか、又は公共交通機関でのご来場をお勧めいたします。

◆近隣の駐車場

場 所	料 金	備 考
アピタ（ララスクエア）駐車場 ※じばさん三重の北隣	30分毎 150円	無料サービスあり
J Aパーキング（安島2丁目1-2）※北伊勢信金本店の東側	30分毎 120円	最大料金 1日 720円
百五銀行西支店有料駐車場 ※四日市博物館西側	30分毎 200円	15:00以降 100円
コインパーキング等 ※近隣に数か所あり（例：名鉄協商）	60分毎 100円	最大料金 800円

§ 各種届出書等とその提出期限 §

税目	届出書等	内 容	提出期限等
所 得 税	開廃業届出書	事業の開廃業や事務所等の移転があった場合	事業開始等の日から1ヶ月以内
	青色申告承認申請書	青色申告の承認を受ける場合	承認を受けようとする年の3月15日（その年の1月16日以後に開業した場合には、開業の日から2ヶ月以内）
	青色事業専従者給与に関する届出書	青色事業専従者給与を必要経費に算入する場合	青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする年の3月15日まで（その年の1月16日以後開業した場合や新たに事業専従者を有することとなった場合には、その日から2ヶ月以内）また、青色事業専従者給与の額等を変更する場合には、遅滞なく
消 費 税	消費税課税事業者届出書	基準期間における課税売上高が1,000万円を超えたことにより課税事業者となる場合	事由が生じた場合、速やかに
	消費税課税事業者選択届出書	免税事業者が課税事業者になることを選択する場合	適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで（適用を受けようとする課税期間が事業を開始した日の属する課税期間である場合には、その課税期間中）
	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書	課税事業者であった事業者が、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下となったことによりその課税期間を基準期間とする課税期間において納税義務が免除されることとなる場合	事由が生じた場合、速やかに
	消費税簡易課税制度選択届出書	簡易課税制度を選択する場合	適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで（事業を開始した日の属する課税期間である場合には、その課税期間中）